

立川市夢育て・たちかわ子ども 21 プラン推進会議条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年 11 月 29 日

提出者 立川市長 清水 庄 平

理由

こども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和 4 年法律第 76 号）の公布による。

立川市夢育て・たちかわ子ども21プラン推進会議条例の一部を改正する条例

立川市夢育て・たちかわ子ども21プラン推進会議条例（平成27年立川市条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 夢育て・たちかわ子ども21プランを推進し、もって子どもたちの笑顔があふれ、歓声が聞こえるまちづくりに寄与するため、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）<u>第72条第1項</u>の規定に基づき、立川市夢育て・たちかわ子ども21プラン推進会議（以下「会議」という。）を設置する。</p> <p>(所掌事項)</p> <p>第3条 会議は、次の各号に掲げる事項について処理する。</p> <p>(1) <u>法第72条第1項各号</u>に掲げる事務に関すること。</p> <p>(2) ……略……</p> <p>(委員)</p> <p>第5条 ……略……</p> <p>2 前項第7号に掲げる委員のうち、5人以内において子ども（法第6条第1項に規定する子どもをいう。以下同じ。）の委員を置くことができる。この場合において、子どもの委員は、専ら<u>法第72条第1項第3号及び第4号</u>に掲げる事項について意見を述べることができる。</p> <p>3 ……略……</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 夢育て・たちかわ子ども21プランを推進し、もって子どもたちの笑顔があふれ、歓声が聞こえるまちづくりに寄与するため、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）<u>第77条第1項</u>の規定に基づき、立川市夢育て・たちかわ子ども21プラン推進会議（以下「会議」という。）を設置する。</p> <p>(所掌事項)</p> <p>第3条 会議は、次の各号に掲げる事項について処理する。</p> <p>(1) <u>法第77条第1項各号</u>に掲げる事務に関すること。</p> <p>(2) ……略……</p> <p>(委員)</p> <p>第5条 ……略……</p> <p>2 前項第7号に掲げる委員のうち、5人以内において子ども（法第6条第1項に規定する子どもをいう。以下同じ。）の委員を置くことができる。この場合において、子どもの委員は、専ら<u>法第77条第1項第3号及び第4号</u>に掲げる事項について意見を述べることができる。</p> <p>3 ……略……</p>

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。